

## 令和6年度港区一般廃棄物処理実施計画

- 1 施行区域 港区の存する区域
- 2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み
  - (1) ごみ・資源 147,792トン  
(日量405トン)
  - (2) し尿、浄化槽汚泥等 3,557キロリットル  
(日量9キロリットル)
  - (3) 動物死体 805頭  
(日量2頭)
- 3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項
  - (1) ごみ減量意識の普及啓発
  - (2) 分別排出の徹底
  - (3) 資源回収の拡大
- 4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

## (1)ごみ

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	可燃ごみ (資源物及び管路ごみを除く。)	28,492トン (日量78トン)	港区全域 (台場地区を除く)	港区が原則として週2回収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	可燃ごみと不燃ごみと資源物とに分別し、あらかじめ定められた条例第2条第2項第5号に定める資源・ごみ集積所(以下「集積所」という。)へ、それぞれの収集日時に、規則で定める基準に適合した容器に収納して排出すること。  可燃ごみ又は不燃ごみについては、単身世帯、共働き世帯等であって容器の排出が困難である場合は、規則の基準に適合した袋による排出を認める。  なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	不燃ごみ (資源物を除く、不燃ごみ及び焼却不適ごみをいう。)	1,127トン (日量3トン)	港区全域	港区が原則として月2回収集する。		金属類等の再生利用可能な資源物は、中継施設まで運搬した後、選別し、売却等により処分する。その他のものは、東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	
	管路ごみ (大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、特に重いもの及び不燃ごみを除く管路収集の対象となるごみをいう。)	860トン (日量2トン)	台場地区	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する管路により原則として毎日収集する。	運搬用パイプラインによる。	東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	管路ごみは、管路収集に適さないごみと区別し、あらかじめ設置した利用者設備へ投入すること。  管路収集に適さないごみは、焼却不適ごみとして分別して排出すること。

粗大ごみ	1,640 トン (日量4 トン) ※転居廃棄物を除く。	港区全域	区民の申告に基づき港区が随時収集する。この他週1回区が指定する場所に区民が直接持ち込む。  転居廃棄物については、「港区転居廃棄物の持込みに係る取扱要綱」に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	自動車による。	金属類等の再生利用可能な資源物は、中継施設まで運搬した後、選別し、売却等により処分する。その他のものは、東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	あらかじめ定められた日に収集するので、粗大ごみ受付センターに申告し、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。なお、粗大ごみに含まれるポリクロリネイテッドビフェニル(PCB)は、除去すること。  転居に伴い生ずる粗大ごみは、やむを得ない場合を除き計画的に区の粗大ごみ収集に申し込むものとする。
特定家庭用機器再商品化法に基づく家電品目 (エアコン、テレビ〔ブラウン管式、液晶式、プラズマ式〕、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)	区民が自らの責任で、指定引取場所に引き渡すもののほか、特定家庭用機器再商品化法第9条の規定による引き取り義務がある場合は、区民の依頼により販売店等が収集する。引き取り義務がない場合は、区民の申告により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、自動車により収集・運搬する。				特定家庭用機器再商品化法に基づき、製造業者等が再資源化を行う。	製品を購入した販売店等に申し込むこと。  排出者が自ら指定引取場所に引き渡す場合は、リサイクル料金を負担すること。また、販売店等又は一般廃棄物処理業者に引き渡す場合は、リサイクル料金及び収集・運搬料金を負担すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく品目のうちパーソナルコンピューター(製造事業者等が収集できないもの等を除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第1項に定める環境大臣の認定を受けた者が収集運搬を行う。				資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、製造事業者等が再資源化を行う。	製造事業者等に申し込むこと。排出者は製造事業者等の指示により、リサイクル料金等を負担すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく品目のうちパーソナルコンピューター	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項に定める認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が収集運搬、再資源化を行う。					認定事業者に申し込み、指示に従うこと。

※転居廃棄物とは、家庭廃棄物のうち、転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、転居する者(以下「転居者」という。)のやむをえない事情により、引越荷物運送業者が、当該転居者からの委任を受け、営利を目的とせずに転居廃棄物保管倉庫まで運搬し、一般廃棄物収集業者に引き渡すものをいう。

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物・事業系一般廃棄物	資源物 (再利用を目的として分別して回収する物で、古紙、びん、缶、ペットボトル、資源プラスチック等をいう。) ※イベントでの古着、布団、廃食用油、小型家電回収を含む。	15,893トン (日量44トン)	港区全域	港区が原則として週1回収する。 (集積所回収) ※古着、布団、廃食用油、小型家電をイベント開催時に回収する。	自動車による。	再生利用可能な資源物として売却等により処分する。  回収した資源プラスチックを港区資源化施設まで運搬した後、再生利用可能な資源物として処分する。	港区が事業系一般廃棄物の資源物を回収する場合は、条例第36条の規定により有料ごみ処理券を添付し、あらかじめ定められた集積所へ排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 資源物は、規則で定める基準に適合した容器に収納して排出すること。容器の排出が困難である場合は、規則の基準に適合した袋による排出を認める。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。 資源物のうち、古紙はひもで束ねるなどして(古紙のうち、その他再生可能紙は紙袋による排出も認める)、びん及び缶は資源物の専用容器又は規則の基準に適合した袋により、あらかじめ定められた集積所へ排出すること。 資源プラスチックを排出するときは、洗浄した上で、規則で定める基準に適合した容器又は袋により、あらかじめ定められた集積所へ排出すること。 ペットボトルを排出するときは、キャップ及びラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で、資源物の専用容器又は規則の基準に適合した袋により、あらかじめ定められた集積所へ排出すること。
	資源物 (再利用を目的として分別して回収する物で、乾電池に限る。)	8トン ※回収量が少ない為、日量は省略。		港区が各拠点施設から随時回収する。 (拠点回収)		再生利用可能な資源物として処分する。	乾電池(ただし、小型二次電池及びボタン電池を除く。)を排出するときは、あらかじめ定められた回収拠点に持っていき、回収ボックスに入れること。
	資源物 (再利用を目的として分別して回収する物で、紙パックに限る。)	1トン ※回収量が少ない為、日量は省略。					再生利用可能な資源物として売却により処分する。

資源物 (再利用を目的として分別して回収する物で、古着に限る。)	145トン ※回収量が少ない為、日量は省略。				再生利用可能な資源物として売却により処分する。	古着を排出するときは、洗濯された状態でポリ袋等中身の見える袋に入れて、あらかじめ定められた回収拠点に持っていき、回収ボックスに入れること。  靴及び靴下は左右揃いのものを一組ずつ紐やゴムで束ねること。
資源物 (再利用を目的として分別して回収する物で、小型家電製品に限る。)	46トン ※回収量が少ない為、日量は省略。				再生利用可能な資源物として売却により処分する。 携帯電話などの個人情報は、施錠や破碎処理などにより適切に管理し破棄する。	小型家電製品を排出するときは、個人情報などを消去し、SDカードなどの記憶媒体やリチウム電池などの電池類を取り除いた上で、あらかじめ定められた回収拠点に持っていき、回収ボックスに入れること。
資源物 (再利用を目的として分別して回収する物で、蛍光灯に限る。)	1トン ※回収量が少ない為、日量は省略。				再生利用可能な資源物として処分する。	蛍光灯を排出するときは、あらかじめ定められた回収拠点に持っていき、包装から出して割らずに回収ボックスに入れること。
資源物 (再利用を目的として分別して回収する物で、廃食用油に限る。)	1トン ※回収量が少ない為、日量は省略。				再生利用可能な資源物として処分する。	廃食用油を排出するときは、常温に冷ましてから、ジョウゴ等を使って、ペットボトルなどの密閉可能な容器に移し替えて、キャップをしっかりと閉めて、あらかじめ定められた回収拠点に持っていき、回収ボックスに入れること。
資源物 (再利用を目的として分別して回収する物で、ペットボトルキャップに限る。)	1トン ※回収量が少ない為、日量は省略。				再生利用可能な資源物として売却により処分する。	ペットボトルキャップを排出するときは、あらかじめ定められた回収拠点に持っていき、回収ボックスに入れること。
資源物 (再利用を目的として分別して回収する物で、陶磁器に限る。)	1トン ※回収量が少ない為、日量は省略。				再生利用可能な資源物として処分する。	陶磁器を排出するときは、新聞紙等に包んで割れないように回収拠点に持っていき、回収ボックスに入れること。割れているものを排出するときは、新聞紙等に「キケン」と表記すること。
資源物 (再利用を目的として分別して回収する物で、ガラス類に限る。)	1トン ※回収量が少ない為、日量は省略。				再生利用可能な資源物として処分する。	ガラス類を排出するときは、新聞紙等に包んで割れないように回収拠点に持っていき、回収ボックスに入れること。割れているものを排出するときは、新聞紙等に「キケン」と表記すること。

資源物 (再利用を目的として分別して回収する物で、おもちゃに限る。)	1トン ※回収量が少ない為、日量は省略。			再利用可能な資源物として処分する。	おもちゃ(回収対象物に限る。)を排出するときは、あらかじめ定められた回収拠点に持っていき、回収ボックスに入れること。
資源物 (再利用を目的として、不燃ごみとして収集した物から選別する物で、蛍光灯をいう。)	30トン ※回収量が少ない為、日量は省略。		港区が収集した不燃ごみからピックアップ回収する。	収集した不燃ごみを中継施設まで運搬した後、蛍光灯を選別し、再生利用可能な資源物として処分する。	可燃ごみと不燃ごみと資源物とに分別し、割れ物等の危険物については、新聞紙等にくるんで「キケン」と表記し、あらかじめ定められた集積所へ、それぞれの収集日時に、規則で定める基準に適合した容器に収納して排出すること。  可燃ごみ又は不燃ごみについては、単身者世帯、共働き世帯等であって容器の排出が困難である場合は、  規則の基準に適合した袋による排出を認める。  なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
資源物 (再利用を目的として、不燃ごみとして収集した物から選別する物で、金属類をいう。)	555トン (日量2トン)			収集した不燃ごみを中継施設まで運搬した後、金属類を選別し、再生利用可能な資源物として売却により処分する。	
資源物 (再利用を目的として、不燃ごみとして収集した物から選別する物で、コード類をいう。)	8トン ※回収量が少ない為、日量は省略。			収集した不燃ごみを中継施設まで運搬した後、コード類を選別し、再生利用可能な資源物として売却により処分する。	
資源物 (再利用を目的として、不燃ごみとして収集した物から選別する物で、陶磁器をいう。)	10トン ※回収量が少ない為、日量は省略。			収集した不燃ごみを中継施設まで運搬した後、陶磁器を選別し、再生利用可能な資源物として売却により処分する。	
資源物 (再利用を目的として、不燃ごみとして収集した物から選別する物で、ガラス類をいう。)	5トン ※回収量が少ない為、日量は省略。			収集した不燃ごみを中継施設まで運搬した後、ガラス類を選別し、再生利用可能な資源物として売却により処分する。	

<p>資源物 (再利用を目的として、不燃ごみとして収集した物から選別する物で、電子基板を含むおもちゃをいう。)</p>	<p>1トン ※回収量が少ない為、日量は省略。</p>				<p>収集した不燃ごみを中継施設まで運搬した後、電子基板を含むおもちゃを選別し、再生利用可能な資源物として処分する。</p>	
<p>資源物 (再利用を目的として、粗大ごみとして収集した物から選別する物で、金属類をいう。)</p>	<p>337トン (日量1トン)</p>				<p>収集した粗大ごみを中継施設まで運搬した後、金属類を選別し、再生利用可能な資源物として売却により処分する。</p>	<p>あらかじめ定められた日に収集するので、粗大ごみ受付センターに申告し、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。なお、粗大ごみに含まれるポリクロリネイテッドビフェニル(PCB)は、除去すること。  転居に伴い生ずる粗大ごみは、やむを得ない場合を除き、計画的に区の粗大ごみ収集に申し込むものとする。</p>
<p>資源物 (再利用を目的として、粗大ごみとして収集した物から選別する物で、羽毛布団をいう。)</p>	<p>1トン ※回収量が少ない為、日量は省略。</p>				<p>収集した粗大ごみを中継施設まで運搬した後、羽毛布団を選別し、再生利用可能な資源物として売却により処分する。</p>	
<p>資源物 (再利用を目的として、粗大ごみとして収集した物から選別する物で、木製家具をいう。)</p>	<p>370トン (日量1トン)</p>				<p>収集した粗大ごみを中継施設まで運搬した後、木製家具を選別し、再生利用可能な資源物として処分する。</p>	
<p>資源物 (再利用を目的として、集団回収した紙類、布類、金属類及びびん類をいう。)</p>	<p>6,449トン (日量18トン)</p>		<p>町会等の実践団体が自主的に行う。</p>	<p>町会等の実践団体が行う。</p>	<p>実践団体が再生利用可能な資源物として、資源取扱業者等に売却するなどして処分する。</p>	<p>適正な分別を行う。</p>

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
事業系一般廃棄物	可燃ごみ (資源物及び管路ごみを除く。)	13,449 トン (日量 37 トン)	港区全域 (台場地区を除く)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、港区が原則として週 2 回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	港区が収集する場合は、可燃ごみと不燃ごみと資源物とに分別し、条例第 36 条の規定により、有料ごみ処理券を添付して集積所へ排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。
	不燃ごみ (資源物を除く、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を含む。)	306 トン (日量 1 トン)	港区全域	事業者が自らの責任で行うもののほかは、港区が原則として月 2 回収集する。		事業者が自らの責任で処分するもののほかは、金属類等の再生利用可能な資源物は、中継施設まで運搬した後、選別し売却等により処分する。その他のものについては、東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	なお、排出にあたって事業者は、条例第 41 条又は第 50 条に定める保管場所まで排出するなど港区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合の施設を利用して処分する場合は、可燃ごみと不燃ごみとに分別するなど港区の指示によること。また、条例第 37 条第 1 項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	管路ごみ (大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、特に重いもの及び不燃ごみを除く管路収集の対象となるごみをいう。)	1,099 トン (日量 3 トン)	台場地区	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する管路により原則として毎日収集する。	運搬用パイプラインによる。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	管路ごみは、管路収集に適さないごみと区別し、あらかじめ設置した利用者設備へ投入すること。 管路収集に適さないごみは、焼却不適ごみとして分別して排出すること。
	持込ごみ	76,905 トン (日量 211 トン)	事業者が自らの責任で行う。	事業者が自らの責任で行う。	事業者が自らの責任で行う。	東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長が指示する施設を利用して処分する場合は、可燃ごみと不燃ごみとに分別するなど区の指示によること。 また、条例第 37 条第 1 項に規定する排出禁止物を排出してはならない。

備考 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が 20 人以下の事業者から排出されるもの又は一事業者当りの平均排出日量が 50 キログラム未満のものをいい、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物とあわせて港区が収集する。また、港区が一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の資源物を回収する場合は、条例第 36 条の規定により有料ごみ処理券を添付し、あらかじめ定められた集積所へ排出しなければならない。



(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
事業活動に伴って生じたし尿	848 キロリットル (日量2キロリットル)	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	吸上自動車による。	一般廃棄物処分業者が行うもののほかは、東京都二十三区清掃一部事務組合が管理する処分場に処分する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。</li> <li>2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。</li> <li>3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。</li> </ol>
浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥	2,709 キロリットル (日量7キロリットル)				

(3) 動物の死体

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	805 頭 (日量2頭)	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、届出により区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区に収集を依頼する場合は、規則に定める動物死体届出書により、清掃事務所長へ届け出ること。</li> <li>2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区の指示によること。</li> </ol>

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項（本体工事に新たに着手し、又は、既に着手しているものに限る。）

なし

6 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の許可に関しては、「一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」に定める。

7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 集積所の設置場所

資源・ごみ集積所の設置場所については、みなとりサイクル清掃事務所に地図を備え置くことにより、一般の閲覧に供するものとする。

(2) 集積所の設置等

資源・ごみ集積所の設置等及び収集開始に関する事務取扱要綱（別紙）による。

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年港区条例第 33 号）第 32 条及び港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成 12 年港区規則第 30 号）第 14 条の規定に基づき、令和 6 年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

港区長 武井 雅昭

## 資源・ごみ集積所の設置等及び収集開始に関する事務取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則(平成12年港区規則第30号。以下「規則」という。)第2条の2の規定に基づき、資源・ごみ集積所(以下「集積所」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (集積所設置基準)

第2条 規則第2条の2第1項の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 2棟以上(マンション等集合住宅(以下「集合住宅」という。)にあっては1棟以上)で共同使用すること。
- (2) 集積所の設置場所が道路交通法(昭和35年法律第105号)等関係法令に抵触しないこと。
- (3) 清掃車両が資源・ごみの収集・運搬作業を行うため、私道又は私有地(以下「私道等」という。)を通行する必要があるときは、あらかじめ当該私道等の所有者及び権利関係を有する者から、当該私道等の通行の承諾を得ていること。

## (集積所設置等の申出)

第3条 集積所を設置しようとする区民の代表者(以下「設置代表者」という。)は、当該集積所を利用する予定がある区民の協議に基づき、集積所の位置を定めなければならない。

2 設置代表者は、集積所を設置しようとするときは、集積所設置(移動・廃止)申請書(第1号様式)により、区長に集積所の設置の申出をしなければならない。

3 前2項の規定は、集積所を移動又は廃止しようとする場合について、準用する。

## (戸別収集に係る集積所設置)

第4条 規則第2条の2第1項ただし書の規定により、区長は、戸別収集による必要があると認める場合の集積所は、区長が必要と認めた場所に設置する。

2 前項に規定する集積所となるべき場所について、区長が必要と認めた場所を確認する手続については、前条第2項及び第6条の規定を準用する。

3 前2項の規定は、戸別収集の集積所を移動又は廃止しようとする場合について、準用する。

## (集合住宅に係る集積所設置)

第5条 規則第2条の2第1項ただし書の規定により、集合住宅の集積所は、第2条各号に規定する設置基準に適合した旨を区長が確認した場所に設置する。

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる集合住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者は、当該集合住宅の集積所となるべき場所の位置を定めるものとする。

(1) 賃貸住宅 所有者又は所有者の委託を受け、当該賃貸住宅を管理する者

(2) 分譲住宅 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第3号に規定する管理組合

3 前項に規定する集積所となるべき場所について、第1項に規定する区長による第2条各号に規定する設置基準に適合する旨を確認する手続については、第3条第2項及び次条の規定を準用する。

4 前3項の規定は、集合住宅の集積所を移動又は廃止しようとする場合について、準用する。

(集積所設置等の現場確認)

第6条 区長は、第3条第2項(同条第3項の規定により、準用する場合を含む。)の申出を受けたときは、申出に係る集積所が、第2条の設置基準に適合するか否かを確認し、その結果を集積所設置(移動・廃止)通知書(第2号様式)により、設置代表者に通知するものとする。

2 区長は、前項の確認の結果、申出に係る集積所が、第2条の設置基準に適合しないと認めるときは、当該集積所の位置について、設置代表者に指導することができる。

(集積所の標識)

第7条 規則第2条の2第2項の標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 集積所である旨

(2) 集積所で収集する廃棄物の分別区分

(3) 廃棄物の分別区分ごとの収集曜日及び排出時間

(4) その他区長が必要と認める事項

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の標識に代えて、資源・ごみ集積所の標示(第3号様式)によることができる。

(1) 戸別収集を行うとき。

(2) 前項の標識の設置が困難なとき。

(集積所の場所)

第8条 集積所の設置場所については、みなとりサイクル清掃事務所に地図を備え置くことにより、一般の閲覧に供するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、集積所の設置等について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。